

1. 会合名	「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」(第37回)
2. 日 時	平成28年2月25日(木) 午前10時00分～11時00分
3. 議 案	1. 「高齢顧客との取引」に関するアンケート結果について 2. 高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドラインにおける「約定結果の確認・連絡」の見直し提案について 3. 「インターネット取引における自主規制のあり方に関する懇談会」を受けた対応(インターネット取引に関するQ Aの明確化)について 4. その他
4. 主な内容	1. 「高齢顧客との取引」に関するアンケート結果について 昨年11月に実施した「高齢顧客との取引」に関するアンケート結果について、事務局から概要の説明を行った。 (主な意見等) 特に意見なし 2. 高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドラインにおける「約定結果の確認・連絡」の見直し提案について 「約定結果の確認・連絡」の見直しに関する意見照会結果及び当該結果を受けた見直し案について、事務局より資料1のとおり説明を行った。その後、大要以下のとおり意見交換が行われた。 (主な意見等) ・ 「約定後の確認・連絡」の見直し案について、現行制度を維持しつつ、選択肢を設けるということであれば、現行の高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン(以下、「高齢者ガイドライン」という。)の記載において「当該高齢顧客が当該取引を行ったことについての認識を確認すべき」とある箇所の「すべき」という表現を変更した方が協会員の理解に資するのではないか。 ⇒ 今回の見直し案は、「約定後の確認・連絡」を行うことに変更はなく、複数の取引をまとめて「約定後の確認・連絡」を行う場合においても、「当該高齢顧客が当該取引を行ったことについての認識を確認すべき」であることに相違はないと考える。 ・ 本件の議論の経緯をわかっているワーキング・メンバーであれば、その点は理解できると思うが、他の協会員から見れば、従前の記載箇所が「約定後の確認・連絡」を都度行う現行の制度に関する記述であり、そこに「すべき」と必須のように記載があると、取引の都度行うことが今後も必要であると誤解し、取引の都度行う方法と一定期間における複数の取引を纏めて行う方法のどち

- らかを選択できるようになったことを理解できない協会員もいるのではない
か。その点を危惧しているので、表現の変更について検討を提案している。
⇒ 表現の変更・工夫については、主査と相談し検討させていただく。(事務局)
- ・ 現行制度の考え方を維持するのであれば、高齢者ガイドラインにおける現行
制度の記載部分については変更を行わない方が協会員に伝わりやすいのでは
ないか。「約定後の確認・連絡」の見直しに関する協会員通知等を行う際に「現
行制度は維持しつつ、柔軟な対応として選択肢を増やした」旨を明記すれば十
分であると考ええる。
 - ・ 今回の見直し案において、「約定結果の確認・連絡」の時期について「取引
ごとに行う」又は「一定期間における複数の取引を纏めて行う」といった柔軟
な対応を認めるとのことであるが、後者における「一定期間」とは、協会員の
裁量に委ねられているのか。また、実施時期について、数か月といった目処が
ある場合には、高齢顧客の個々の取引の認識を確認するといった高齢者ガイド
ラインの趣旨と合致しないのではないか。
- ⇒ 高齢者ガイドラインにおいて、勧誘前の事前承認の手続きが定められてお
り、事前承認を判断する際の面談等においても「顧客の属性等に応じて実施
時期（サイクル）を定める等して実施することが必要である」と記載してい
る。また、当該記載に関するパブリックコメントにおいて、どのような頻度
で行えばよいのかという質問に対して、「面談等の実施時期（サイクル）に
ついては、顧客の属性等に応じて判断してください。」と回答しており、今
回の見直し案についても同様の記載としており考え方も同様である。(事務局)

3. 「インターネット取引における自主規制のあり方に関する懇談会」を受けた 対応（インターネット取引に関するQ Aの明確化）について

高齢者ガイドラインのインターネット取引に関するQ Aの明確化に関す
る意見照会結果について、事務局から資料2のとおり説明を行った。その
後、大要以下のとおり意見交換が行われた。

(主な意見等)

- ・ 事務局修正案では「平成 27 年 10 月時点において、上記に該当する表示・サ
ービスの類型は確認されていません。」と記載している。これは、本ワーキン
グ・グループにおいて、各類型を確認した時期が平成 27 年 10 月であることか
ら、当該年月を基準年月としたものであるため、年月を更新せずこのままの記
載とさせていただく。(事務局)

	4. その他 ・ ジュニアNISA制度が始まり、祖父母が運用管理者になることがあるが、その場合には、高齢者ガイドラインが適用されるのか。また、その解釈を示した通知等は発出されているのか。 ⇒ ジュニアNISA制度に関して、自主規制部門として通知等は発出していないが、NISA推進・連絡協議会より、「NISA及びジュニアNISAの口座開設及び勧誘並びに販売時等における留意事項について（ガイドライン）」の協会員通知を発出している。また、高齢者ガイドラインにおいては「取引代理人が高齢である場合についても、社内規則の対象とする必要がある。」と記載されており、運用管理者についても同様に対象となると考えられる。（事務局） ・ 高齢者ガイドラインに、取引代理人の記載はあるが、運用管理者についても同様に対象となる旨を明記してほしい。 ⇒ 個別制度の話でもあるので、高齢者ガイドラインに明記するかどうかは、検討させていただく。（事務局） 以 上
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する 問い合わせ先	自主規制企画部（03-3667-8470）